

監査委員公表第11号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行了したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年10月27日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 佐藤 一夫

1 監査の期間

平成28年10月3日から10月26日まで

2 監査箇所

企画政策部企画政策課

消防本部消防総務課・消防本部予防課・消防署

総務部総務課

町民部町民窓口課

企画政策部危機管理課

3 監査の対象

平成28年度（平成28年4月1日から平成28年9月5日まで）における予算の執行、財産管理等財務に関する事務の執行

4 監査の方法

対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○軽微な留意事項

口頭により指摘又は指導した。